

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2017.10)

音楽的要素のみからなる音商標が、初めて登録査定を受ける

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



特許庁は、先月26日に、音商標のうち音楽的要素のみからなる商標（※音楽的要素とは、メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等のこと）について、初めて登録査定を下した、と発表しました。今回はこのニュースについてです。

出願人	出願番号	商標	区分/指定商品・役務
大幸薬品株式会社	2015-029809	 大幸薬品(株)の音商標(MP3:227KB)	第5類/胃腸薬

出典:特許庁HP http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/otoshouhyou-hatsutouroku.htm

今回登録を受けたのは、上の図に示す大幸薬品のラッパ音声の音楽と、インテルのCM音楽と、BMWのCM音楽です。上のリンクに各商標のMP3データがあるので、興味がある方は、是非お聞き下さい。「あー、聞いたことがある」と思われる音楽ばかりです。

ただ、個人的には、今回、音楽的要素のみからなる音商標が初めて登録査定を受けたということは、やや意外でした。なぜなら、今年3月に登録をうけた色彩のみの商標よりも、音楽の方が、識別力が高いと思っていたので、既に登録されていると考えていたからです。

審査状況を確認しましたが、やはり、今回の3件も、かなり特許庁とやり取りをし、苦勞して権利化しているようです。こうしたことから、「新しいタイプの商標」は、権利化するのが難しいように感じます。

新しいタイプの商標の出願件数と登録件数(平成29年9月19日現在)

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	1,594	566	509	376	126	17
登録件数	303	172	2	35	83	11

なお、今回、特許庁は同時に新しいタイプの商標の出願状況と登録状況を発表しています。この表を見ると、動き、ホログラムの商標は登録しやすいのに対して、音、色彩、位置の商標は登録しにくいことが分かります。動き、ホログラムの商標は、従来タイプの商標の延長線上（構成要素が増加）にあるのに対して、音、色彩、位置というのは、従来の商標に比較して、構成要素が少なく識別力を持つことが難しいことが原因でないかと思えます。

「新しいタイプの商標」についてですが、確かに、識別力の問題があると思います。しかし、法律的に「登録商標」として権利化することを認めたのですから、特許庁には、出願人側が、もう少し楽に審査に挑めるような環境や体制を作って頂きたいと思えます。

以上